

死刑廃止をめざして 2019.9 第5号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

- ・6月4日院内学習会「死刑制度は国益にかなうのか—外交関係における死刑の影響を考える—」開催報告……………7
- ・中部弁連シンポジウム「死刑廃止を見つめる—国際社会の視点から、教誨師の視点から—」……………7
- ・「死刑制度のあり方」勉強会(日弁連との意見交換会)開かれる……………8
- ・ワシントン州調査報告会……………8
- ・「死刑廃止と終身導入の関係」(只木誠教授講演会)を開催して—埼玉弁護士会主催……………8
- ・山下法務大臣による死刑執行……………8

6月4日院内学習会

「死刑制度は国益にかなうのか—外交関係における死刑の影響を考える—」開催報告

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局次長 太田 宏史(福井)

2019年6月4日、日弁連主催で衆議院第一議員会館において「死刑制度は国益にかなうのか—外交関係における死刑の影響を考える—」と題して、死刑制度と国益との関係を切り口とした院内学習会を行いました。

御参加いただいた与野党の国会議員の方々には幅広く死刑制度について考えを深めていただきました。私は司会進行という形で関わりましたが、大変有意義なものとなりました。本学習会の内容について、以下、紹介していききたいと思います。

菊地裕太郎会長の挨拶の後、小池振一郎副本部長(第二東京)から基調報告が行われました。最初に、本学習会を開催する契機となった自衛隊とオーストラリア軍との間の訪問部隊地位協定締結交渉が日本に死刑制度があることで停滞しているという2019年3月の報道について紹介がされました。

本協定は、双方の部隊が共同訓練をする際や災害時に相手国に派遣される際の法的な取扱いを定めるものです。本協定については2014年7月に行われた首脳会談で締結に向けた協議を始めることで合意した

ものの、死刑廃止国であるオーストラリアは日本に死刑制度があることから刑事裁判権の取扱いについて懸念を表明し、現在まで協議が滞っていることだそうです。なお、類似の協定として日米地位協定がありますが、日米双方とも死刑制度を有しており、事情が異なっています。

しかし、死刑制度を廃止している国が多数を占めている現状では、日本も死刑廃止を行わない限り、オーストラリアに限らず、他国とかかる地位協定を結ぶことが難しいと言えるのではないのでしょうか。また、犯罪人引渡条約についても同様の問題があり、日本は現在、韓国・アメリカの2か国のみとしか、かかる引渡条約を結ぶことができていない状況です。これでは、犯罪を犯した者が国外に逃亡してしまえば、そもそもその者を刑事裁判にかけることも困難ということになります。

次に、オーストラリアの法廷弁護士であるジュリアン・マクマーン氏から、オーストラリアの国際的な死刑廃止戦略の内容について、またその前提としてオーストラリアが死刑廃止に至る経緯についてお話をいただきました。オーストラリアの国際的な死刑

廃止戦略の中身については、オーストラリアは1973年に既に死刑を廃止していたところ、近年、自国民が国外において死刑判決を受けるという事件が起り、この者に対する救援の動きが出てきました。

マクマーン氏が指摘するところでは、この者が元移民者で貧困等の不安定な環境に置かれていたこと、弁護人も務めていた同氏らの助けで徐々に更生していったことなどから、当初の問題にあまり関心がなかったオーストラリア国民世論も徐々に同情的となっていくたそうです。

そしてこの問題を契機として、自国民保護の要請という次元を超えて、人道的見地から国籍を問わずあらゆる人について死刑の危険を排除するため、かかる世界戦略がまとめられていったそうです。オーストラリアは死刑制度の問題点について、まずはえん罪の危険、次に少数派、とりわけ貧困等の劣悪な環境で生活する人たちに對して宣告されることが多く偏りがあること、最後に政治利用される危険という三点を挙げています。

日本における死刑廃止の根拠については、主にえん罪の危険を挙げることが多いですが、死刑制度



院内学習会の様子

は端的に言って国家が国民等を殺す制度である以上、その運用の偏りの恐れや権力による恣意的な運用の危険について、我々はもっと敏感にならないといけないと感じました。また、えん罪の危険についても、究極的には共通した問題点を有するものと考えられます。このようにオーストラリアの国際的な死刑廃止戦略をまとめるに至った契機は、国外で行われた薬物犯罪事件に対するものであったのですが、このことから一歩考えを進めて自国民に対して死刑を回避する活動のみを行うことは差別的なものではないか?という視点は、新鮮なものでした。

また、国外で行われた犯罪の被告人に対して、自国の弁護士が適切にサポートを行い、かつ、更生についても関心を寄せ活動を行っているという状況には、私たちが

中部弁連シンポジウム

「死刑廃止を見つめる—国際社会の視点から、教誨師の視点から—」

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長

小林 修(愛知県)

2019年3月21日、愛知県弁護士会館において、標記シンポジウムが開催され、128名が参加しました(中部弁護士会連合会主催、愛知県弁護士会、日弁連共催)。

シンポジウムは、昨年の大量執行の際の、駐日EU代表部と各国駐日大使の共同声明に触発され、国際社会の視点から日本の死刑制度を考えるものでした。また、情報が少ない死刑確定者の処遇実態について、教誨師の視点から考えるものでした。

国際社会の視点

教誨師の視点

駐日EU代表部のフランチェスコ・フィニ公使からは「EUはなぜ死刑廃止を求めるのか」と題するゲストスピーチをいただきました。公使は、死刑廃止に向け、開かれた議論と政治的指導力が必要であるという状況には、私たちが

見習うべき点がたくさんあると感じました。今回の院内学習会を通じて、死刑制度についての国会議員の方々の関心の高まりを感じるとともに、日弁連としても、今後も引き続き国会議員に対する働きかけを行っていき、日本における死刑廃止の実現に向けて、更なる取組を行っていくことが必要であると感じました。

であると感じ、弁護士会がリーダーシップを発揮することに期待を寄せました。駐日英国大使館からは、マシュー・フィリップス政治部参事官により、「英国における死刑廃止」と題するゲストスピーチをいただきました。参事官は、1950年代に誤判で死刑執行された事件から1969年に死刑廃止するまでの英国の長い道のりを見ると、冤罪に対する国民の意識、死刑に関する不可逆性の意識、強い政治的リーダーシップが大きな役割を果たしたと語りました。

大本の教誨師とキリスト教の教誨師を招き、教誨の様子とそこから見つける死刑制度について話を伺いました。死刑確定者については職務上話せないという部分もありましたが、両教誨師とも、率直に、自然体で語る姿が印象的でした。死刑確定者や受刑者と直接触れ合う立場から死刑制度を見つめるまなざしは、深く温かいものが感じられました。会場からは、犯罪被害者の家族から被害者支援との関連を問う質問もなされ、充実の三時間となりました。